

解説



マルチメディア社会をめぐる法律問題—知的財産権を中心として—

3. データベースの保護をめぐる法律問題[†]筒井邦恵^{††} 梶山敬士^{†††}

1. はじめに

近年のデータ・通信技術の発展にともない、ネットワーク、それも Internet に代表されるような世界的なネットワークが構築されることにより、デジタルデータが国境を越え世界中に流通するようになってきている。デジタルデータは、複製が容易で複製による品質の劣化がない、改変も容易であるといった特性を有し、また法制度の異なる国々の間を自由に飛び交うことから、その知的財産権の保護に関し、従来の法制度では処理しきれない問題が生じている。

このようなデジタルデータの集合体であるデータベースの法的保護について考えるとき、中心となるのが著作権法である。現在、データベースの利用は、契約を締結して行われることが多いが、契約の拘束力は当事者間にしか及ばない。第三者が無断で利用することを差し止めるには、データベースの作成者に何らかの権利が与えられていることが必要である。その代表的なものが著作権であり、国際的に見ても、データベースを著作物として著作権法により保護することが主流となっている（ただし他の国においては百科事典のような編集著作物の1つとして保護され、日本のように著作権法上データベースの著作物としてその保護を明示していない）。

データベースの適切な保護をめぐることは、データベースを著作権保護の対象に含めた著作権法改正当時（昭和61年）から著作権法による保護はたして妥当か議論が展開されてきた。最近では、当時予想できなかったような利用が可能とな

っており、さらに今後の技術革新を考えると、データベースの法的保護は本当に著作権法によるのが適切か再度クローズアップされてきている。たとえば、話題のマルチメディアについて、マルチメディアソフトを様々な表現形態（メディア）のデータの集合体として捉えた場合、データベースの著作物となる可能性が高いと考えられるし、実用化に向けての実験が開始されているニュース・オン・デマンドやビデオ・オン・デマンド（VOD）も一種のデータベースサービスである。

反面、データベースの保護を強調しすぎると、データベースの構成要素となったデータ（情報）自体にもデータベースの作成者の権利が及び、情報の利用に常にデータベースの作成者の許諾が必要ということになって情報を独占させてしまうおそれがある。技術的には情報の利用が容易かつ便利になっていくのに、法律が足枷になって情報を自由に利用できないというのでは、せっかくの技術革新の意味がない。そこで、データベースの法的保護を考えるにあたり、データベース作成者のインセンティブを保護しつつ、そこに含まれるデータの自由な流通を確保するという、相反する問題への考慮が必要である。

データベースを構成する個々のデジタルデータについても、様々な法的問題点が存在する（知的財産権、個人情報保護、営業秘密に関する問題等）が、本稿では、データベースを知的財産として捉えた場合の法的問題点に絞って論じていくこととしたい。

2. データベースの著作権

(1) データベースの流通形態

データベースの流通形態は大きく、オンライン形式によるものと、CD ROMなどのパッケージ形式によるものがある。パッケージ形式によるデ

[†] Legal Issues Concerning Protection of Data Base by Kunie TSUTSUI (The Japan Research Institute, Limited.) and Keiji SUGIYAMA (A Horney at Law).

^{††} (株)日本総合研究所法務部

^{†††} 弁護士

データベースは、媒体ごと転々流通する点で伝統的な著作物（たとえば、小説ならそれを印刷した書籍として、音楽ならそれを録音したカセットやCDとして流通する）と同様であるため、オンライン形式によるものに比べるとデータベースに固有の問題点は少ない。オンライン形式による場合、一般にデータベースに含まれる個々のデータのみが流通し、媒体の移動をともなわない。ここにオンライン形式のデータベースに固有の問題点が生じる。

(2) データベースの著作物性

データベースは、著作権法により編集著作物とは別個独立の保護を受けることが明記されている（著作権法第12条の2）。ここでデータベースは、「論文、数値、図形その他のデータの集合物であって、それらのデータを電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう」（著作権法第2条第1項第10号の3）。このうち著作物として保護されるのは、「そのデータの選択または体系的な構成によって創作性を有する」データベースである。すなわちその作成過程のうち、「データを取捨選択して、コンピュータにより効率的な検索ができるように個々のデータを体系的に構成する行為」に創作性が認められる場合に保護される。データベースの作成過程で最も手間暇のかかるデータの収集やコンピュータへの入力行為（労力）は著作権法によっては保護されないし、保護すべきでもない。著作権法が保護するのは、創作活動の結果であって、労力をかけた結果ではないからである（なお、労力を保護する考え方を「額に汗」の理論という）。

しかしデータベースの価値は、そこに含まれる大量のデータを容易に検索できることにある。創作性があるか否か（すなわち、著作物に該当するか否か）にかかわらず、大量にデータを集め、容易に検索できるようにコンピュータへ入力することで経済的な価値が生じることを無視できない。たとえば、単純にある地域の住所と電話番号を網羅的に集めただけであっても、コンピュータで容易に検索できるようにしておくだけで十分利用価値がある。著作権保護を受け得ない（創作性が認められない）データベースであっても、他人がまったく自由に利用でき、データベースの作成者は何ら報酬も、無断で利用された場合の救済も得ら

れないというのは妥当ではない。そこで、著作物性の認められないデータベースについて、創作性の要件をゆるくして著作物の範囲を広げたり、著作物の伝達者に与えられる著作隣接権（著作権法第89条以降）のような権利を与えるなど、あくまで著作権法の枠内で保護するという案もあるが、これは、創作活動の保護を目的とする著作権法の精神にそぐわず妥当ではない。

現在、データベースの著作権法による問題点を補い、作成者の労力（額に汗）を保護する法制度として、EUが提案しているような新規立法による方法と、不正競争防止法による方法が論じられている。まず、著作権法による保護の問題点を概観したうえで、著作権法以外の保護手段について簡単に触れることとしたい。

(3) データベースに含まれるデータ

データベースの著作権保護は、それを構成するデータには影響を及ぼさない（著作権法第12条の2第2項）。データそのものが著作物である場合（学術論文、音楽、写真など）に、データベースを利用しようとするとき、データベースの著作権者だけでなくデータの著作権者にも許諾を得る必要がある。逆に、個々のデータはそれ自体が著作物でなければ、データベースに与えられている著作権保護を侵害するような方法での利用が禁止されるだけで、データそのものが著作権により保護されるようになるわけではない。もっともどのような方法での利用がデータベースの著作権侵害に該当するのかが問題ではあるが、データベースの保護を強調しすぎると、データベースの著作権者に本来は何の権利も有していないはずのデータ自体の利用許諾権を与えることになりかねないため、注意が必要である。この点については、5.のところで再度論じることとする。

(4) データベースの著作物

一般に、著作物については、その作成者に権利が生じる。企業で作成される著作物であれば、当該企業が著作物となる場合が多い。データベースが著作物と認められる場合には、その利用は、著作物に許諾を受けて行わなければならない。ところが、現在の著作権法では、後述するように、データベースの著作物がだれであるのか不明確な場合がある。データベースを利用したいと思う者にとっては、だれにデータベースの利用許諾を得れ

ばよいのか分からないといった事態が生じかねない。

3. データベースを編集する行為について

(1) 同一性保持権 (著作権法第 20 条)

データベースはいったん作成されたのちも、常に中に含まれるデータを最新のものとしておくため、必然的にデータの追加、更新が行われるものが多い (POS データ、文献データなどいわゆるファクトデータを集めたデータベースなど)。利用の過程でより効率的に利用 (検索) できるように改変する必要性も生じる。データベースの著作者と運用・管理者が同一であれば問題ないが、異なる場合には、著作者の持つ自己の著作物の意に反する改変を行わせない権利、すなわち同一性保持権が問題となる。同一性保持権は著作者 (著作物を作成した者) に固有の権利であり、他の者に譲渡できないため、いつまでも著作者に残る。データベースの運用管理者から見れば、効率的な運用の妨げとなる権利である。そこで、そもそも芸術的というより実用的側面の強いデータベースは、効率性を重視して作成されるものであり、創作性のレベルも他の伝統的な著作物 (小説、絵画など) に比べれば低い。著作者の意向を重視する必要は少なく、データベースには同一性保持権はそぐわない、不要ではないかとの主張がでてくるのも理解できよう。

なお、同一性保持権については、例外が認められており、「著作物の性質並びにその利用の目的および態様に照らしやむを得ないと認められる改変」については、同一性保持権は及ばないとされている (著作権法第 20 条第 2 項第 4 号)。データベースのデータの追加、更新、効率的に利用できるようにするための改変は、一般に「やむを得ない改変」に該当し、同一性保持権の侵害とならないと考えたい。ただし、このように考えるとしてもどの程度の改変ならば、やむを得ないといえるのかがはっきりしない。建築物であれば、増改築、修繕、模様替えによる改変、プログラムであれば特定のコンピュータで利用できるようにするため、またはより効果的に利用できるようにするための改変は同一性保持権の侵害にあたらないと明示されており (著作権法第 20 条第 2 項第 2 号、第 3 号)、データベースについても上記のような

行為について侵害にあたらないとの明示規定が必要ではないだろうか。

(2) 翻案権など (著作権法第 27 条)

単なるデータの修正・増減を超えて創作性が認められる程度の改変が行われれば、著作権法上の翻案に該当する。著作者以外の者がデータベースを改変 (翻案) する場合には、当然著作者の承諾が必要である。翻案後のデータベースはもとの著作物に対する 2 次的著作物となり、翻案を行った者は 2 次的著作物の著作者となる。このとき、翻案前のデータベースの著作者は、当該 2 次的著作物に対しても著作権を行使できる (著作権法第 28 条)。つまり、第 3 者が当該 2 次著作物を利用する場合には、当該 2 次的著作物の著作者だけではなく、もとの著作物の著作者からも許諾を得る必要がある。

では、すでに作成されたデータベースのデータだけそっくり入れ替えた場合、たとえばある企業が作成した顧客管理データベースを他社が利用してデータを自己の顧客データにそっくり入れ替えたような場合はどうなるのであろうか。このデータベースはもとのデータベースの 2 次的著作物となるとの考え方もありえようが、このような考え方には反対である。データベースはデータを離れては存在しえず、データがそっくり入れ替えられた場合にもとの著作者にそこまで権利を認めるべきではないだろう。

なお、データベースの管理を行う DBMS (Database Management System) などのプログラムは、プログラムの著作物として別個独立に保護されている (著作権法第 10 条第 1 項第 9 号)。そこで、プログラムにより自動的に更新、追加がなされ、あるいは、プログラムを変更したことにより、データベースの体系が変わってしまった場合には、データベースそれ自体には手を加えていないプログラムの著作者をデータベースの 2 次的著作物の著作者と考えるのかといった問題がある。自動的な改変は新たな創作性を加えたものとは言いがたく、2 次的著作物にはなり得ないと考える (これには反対説がある)。

では、先にプログラムが作成され、あとはデータを入力するだけでデータベースができるというような場合、だれが著作者となるだろうか。プログラムの作成者はプログラムの著作者とはなる

が、データベースは、データを入力してはじめてデータベースとして完成するものであり、空の枠組みだけを作成したプログラムの作成者にデータベースの著作権を認めるべきではない（もっともデータの選択や、体系的な構成を考えたプログラムの著作者はデータベースの著作者と見なしてよいとの意見もある）。機械的にデータを入力しただけの者は当然データベースの著作者とはならず、このようなデータベースについては、著作者はいなくなってしまう。プログラムにより自動的に作成される生成物の権利をだれに認めるかは、データベースに限らず、コンピュータ生成物に共通する問題である。

(3) 双方向通信

オンライン形式のデータベースに関して、今後CATVを利用した通信サービスなどにより、双方向通信が活発に行われるようになると、利用者がデータを抜き出し加工して、データベースに戻すようなことも起こりうる。データの削除、追加も利用者側で可能となるだろう。このような行為は、著作者の同一性保持権、翻案権に抵触するため、著作者からの許諾を得て行う必要がある。

今後、利用者がデータの追加、更新、削除その他の行為を行うことにより、2次著作物が作成されることが考えられる。利用者が1人しかいなければともかく、様々な利用者が利用する過程で2次著作物が作成された場合、だれが著作者となるのか判定困難な場合が多くあるだろう。利用者それぞれが、翻案といえる程度の創作行為を行ってれば、それぞれの利用者はその2次著作物の著作権を共有することになる（著作権法第64条、第65条）。

4. 有線送信権

オンライン形式によるデータベースサービスの提供は、著作権法上の有線送信権、「公衆によって直接受信されることを目的として有線電気通信の送信を行う」権利に該当するため、著作者の専有に属する（著作権法第23条第1項）。このため、データベースの著作者以外の者がオンラインによるデータベースサービスを行う場合には、当然著作者から許諾を得る必要がある。データベースサービスを行うディストリビュータには、データベースを改変するなどして2次著作物の著作

者とならない限り、著作権法上何らの権利も与えられていない。そこで、立法論としてディストリビュータにも放送事業者と与えられているような著作隣接権（著作権法第98条以下、複製権、再放送権および有線放送権などが認められている）を与えて保護すべきではないかといった主張がある。しかし、放送事業者には番組の放送に際して番組編集という創作行為が認められるが、ディストリビュータは、データベースサービスを行うにあたり、特に創作行為を行うわけではないため、このような権利を与えることには反対する者も多い。

ところで、第三者が無許諾でデータベースにアクセスして含まれるデータの一部のみを自己の端末に呼び出す行為に、著作者の有線送信権が及ばない場合がある。データベースが著作物として認められるのは、全体を通してデータの選択あるいは構成に創作性が認められる場合に限られ、個々のデータにはデータベースの著作権は及ばないからである。次章の複製にも共通の問題であり、その点については次章で紹介する。

その他、有線送信権に絡む問題点として、現行著作権法はデータベースの提供者が一方的にオンラインにより公衆にデータベースサービスを提供する形態しか念頭においておらず、先ほど述べたように双方向通信、または無線電波を利用した送信については配慮がなされていないことがあげられる。今後CATV、B-ISDNあるいは光加入者線などの広帯域の通信インフラが普及すれば、伝送能力が飛躍的に拡大し、双方向通信が可能になる。マルチメディアデータベースのオンラインサービスが盛んに行われる可能性もあり、衛星を利用したデータベースサービスなど無線送信によるサービスも可能となっている。このようなマルチメディアのサービスや衛星を利用した無線送信など新しいメディアによるデータベースは、著作権法改正当時には十分考慮されていなかった。これらの新しいメディアを著作権法でどのように保護するのかの議論が行われているが、新しいメディアにのみ注目するのではなく、従来のデータベースサービスに対する保護とのバランスを考慮し、現行のままで十分であるのか、どのように保護すべきかを検討する必要がある。

5. データベースの複製

(1) データベースの複製行為

データベースを利用する立場からすれば、必要なのは多くの場合データベースに含まれる個々のデータにすぎない。個々のデータにデータベースそのものの著作権は及ばないため、自己の必要なデータのみを抜き出して複製する行為は、たとえそれが著作者に無許諾で行われても、著作権侵害とならない場合が多い。むしろデータ自体が著作物であれば、データの著作者は著作権法に基づく複製権(第21条)の侵害を主張できるが、データベースの著作権を侵害したことにはならない。それではどのような行為がデータベースの複製権侵害となるのか。一部のデータを抜き出す場合には、その一部が著作物として評価しうるとある一定量のまとまりとして認められれば、複製権侵害に該当するとされているが、一定量のまとまりとはどの程度をさすのか曖昧である。著作物として評価しうるとある程度の「まとまり」ということであれば、相当大量のデータを抜き出し複製しなければ該当しないであろう。たとえば、判例データベースから著作権法に関する1960年以降の下級審判例を取り出すといった場合は、まとまりが認められよう。しかし、著作権法に関するものを1件、製造物責任に関するものを1件、といったように個別に抜き出す場合には、一定量の「まとまり」が認められず、データベースの著作権侵害にあたらぬと考えられる。著作権法ではデータベースの著作者が行った個々のデータの収集努力に第三者がただ乗りして(著作者に無許諾で)利用する行為を効果的に差し止められない。

もっとも、だからといってデータベースの著作権保護を個々のデータをコピーする行為にも軽率に拡張すべきではない。本来だれもが自由に利用できるはずのデータまで、データベースに含まれているという理由だけでデータベースの著作者に利用許諾権を与えてしまうことは、創作行為に保護を与えようという著作権法の趣旨にそぐわない。また、データベースの著作者にデータを独占させてしまうおそれがあり望ましくない。そのため、収集努力をどのように評価・保護するかが問題となっている。

なお、コンピュータのディスプレイに表示する

ため、一時的にメモリにデータを記憶する行為は、日本ではおおむね著作権法上の複製に該当しないと考えられている。これらの行為も複製と見なすべきではないかとの立場から、著作権法における複製概念の見直しが議論されているが、著作権法上の複製概念の変更は、データベースに限らず、すべての著作物の保護に影響を及ぼす問題であり、軽率に従来の概念を変更すべきではない。

(2) ダウンローディング

ダウンローディングは、複製にあたると思われる。このため一定量のまとまりをもったデータをデータベースから抜き出し、ダウンロードする行為は、データベースの著作権侵害に該当する。また、データベースからデータをダウンロードする正当な権利を得ていても、抜き出したデータを加工したりして再利用する場合には、再利用することについても許諾を得ている必要がある。

6. データベースの無許諾抽出に対する保護

今まで見てきたとおり、現行著作権法による保護は、データベースの利用形態に適したものとなっていない。データベースの保護を望む側、利用を望む側どちらにとっても不明確かつ不適切な面がある。このため、データベースの法的保護を著作権法のみで頼るのではなく、他の手段による保護が模索されている。特に現在、データベース(著作物か否かにかかわらず)からデータをデータベースの作成者・保有者に無許諾で抽出する行為に対し、いかに保護するかが議論されている。

(1) EUディレクティブ案

EUでは、データベースの法的保護に関するディレクティブ案を作成し、その中で無許諾抽出防止権をデータベースの作成者に与えることを提案している。これは、データベースが著作権保護を受けるか否かにかかわらず、データベースの作成者にデータベースから作成者に無許諾で商業利用目的によりデータを抽出することを防止する権利、すなわち排他的な利用許諾権を与えようというものである。データベースの作成者に強力な権利を与えることになるため、一定の場合には作成者の意思にかかわらず、データベースの利用を望

む者がデータを利用できるよう、除外規定が設けられている（同案は、1996年には成立する見込みである）。

（2）日本における議論

日本国内では、現在、EU型の新規立法による保護、不正競争防止法による規制の方法が検討されている。

また、以下のような理由をあげて早急な法的保護の手当は不要との意見もある。すなわち、我が国においてはデータベースが著作物として認められるための要件である創作性のレベルが低く、多少の工夫があれば創作性ありとされることから、現実には商業目的で作成されているデータベースは著作物に当たるものが多いと考えられること、たとえ著作物に該当しないデータベースであっても、その利用に契約の締結が必要とされるような場合には、不正競争防止法上の営業秘密として他人の無断利用からの保護が可能であり、現状で十分保護可能であるという考え方である。しかし営業秘密として保護されるための要件は、1)公然と知られていないこと、2)秘密として管理されていること、3)経済的価値があることであり、一般公衆に提供されているデータベースの多くはオンライン形式であれば申込みを行えば容易に利用可能であり、パッケージ形式であれば容易に購入できるため、通常、営業秘密としては上記2)の要件を満たさないと考える（ただし、条件をつけて利用できる者を限っているようなデータベースであれば別である）。

7. おわりに

現時点では、今後データベースの法的保護がどのような方向に進むのかは確定していない。そのため、本稿では現在議論されている問題点、議論の指摘にとどめたが、データベースの法的保護に関する議論は、著作権法に片寄る傾向がある。著作権法による保護には限界があることは明らかと思われるが、データベースを適切に保護するために著作権法の保護範囲の拡張という方法をとることは望ましくない。著作権法のみならず、不正競争防止法その他多様な保護制度による多角的な保護が成り立ちうるのではないかと、今一度見直してみるべきであろう。

世界中に張り巡らされたネットワークを通じて

国境を越えたデータベースの利用が可能であることを考えると、日本では保護されるものがある国では保護されないというのは不都合であり、諸外国との法制度の調和も重要である。ただ、保護ばかりを強調するのは危険であろう。データベースの法的保護を考えるにあたり、必要以上にデータの利用を妨げるようなことがあってはならない。データベース作成者のインセンティブ確保とデータの利用促進、さらに国際的な法的保護の情勢との調和を考慮し、保護範囲をできるだけ明確にした法制度の確立が望まれる。

参 考 文 献

- 1) 著作権審議会第七小委員会（データベースおよびニューメディア関係）報告書（1985）。
- 2) 金子博人：高度情報化社会におけるデータベースの法的保護，NBL 348号，pp. 11-19（1986）。
- 3) デニス・カージェラ：日本におけるデータベースの保護，法律時報59巻2号（1987）。
- 4) 大野幸夫：著作権法によるデータベース保護の問題点，（松田政行編著『コンピュータ・ビジネス・ロー』pp. 286-305）。
- 5) 松田政行：マルチメディア時代の著作権，コピーライト403号（1994）。
- 6) 梶山敬士：データベースの法的保護，（半田正夫教授還暦記念論集『民法と著作権法の諸問題』（1993））。
- 7) 由上浩一：データベースの法的保護，工業所有権法研究113号（1993）。

（平成7年8月7日受付）



筒井 邦恵

1991年立教大学法学部卒業。同年（株）日本総合研究所入社，同年法務部配属。1995年より（財）日本情報処理開発協会 産業情報化推進センター EDI 法的問題調査研究委員会委員，（財）情報サービス産業協会知的財産権委員会委員，契約委員会委員。主な研究テーマ：コンピュータ・ソフトウェアをめぐる著作権問題，データベースの法的保護，EDI（Electronic Data Interchange）をめぐる法的問題ほか。企業法務の担当者として契約実務を処理する傍ら，コンピュータや通信分野の技術革新に伴う知的財産権問題を研究し，企業内研修にも携わっている。

**高山 敬士**

1951年生。1970年岐阜県立岐阜高等学校卒業。同年東京大学文科I類入学。1976年東京大学法学部卒業。専門分野：知的財産権。著書「ソフトウェアの経理と法律」(日本経済新聞社、共著)、「日本・アメリカ コンピュータ著作権法」(日本評論社、カージャラ教授と共著、第6回日本テレコム賞受賞)。弁護士会での主な活動：1991年日本弁護士連合会コンピュータ研究委員会委員、1995年第一東京弁護士会仲裁センター運営委員会委員、日本弁護士連合会知的所有権委員会委員、第一東京弁護士会仲裁センター仲裁人候補者。1976年司法試験合格。1977年から1979年司法修習生(31期)、1979年弁護士登録(第一東京弁護士会所属)。1986年から1987年アリゾナ州立大学法学部客員研究員、1991年から1994年東京大学法学部大学院非常勤講師。

